



事務連絡

平成18年9月1日

各市町村（学校組合）教育長
各 県 立 学 校 長 様

高知県教育委員会事務局 教職員課長

年次有給休暇制度の改正について（通知）

このことについて、平成18年8月24日付け18高教職第577号で、経過措置の取扱い等についてお願いをしたところですが、本年の新規採用者の9月1日の年次有給休暇の付与日数の計算方法について問い合わせがありましたので、下記により処理をしていただきますようお願いします。

記

1. 新規採用者の繰越日数の計算方法

新規採用になった日から8月31日までに取得した年次有給休暇を13日（基本日数）から減じて得た日数とする。その結果が、0となった場合は、0日とする。

2. 9月1日に付与する年次有給休暇

上記の計算方法で得た日数に20日を加えた日数を付与する。

（例）

13日（基本日数）－4日（取得日数）＋20日＝29日